
設計違算等に関する事例集

～再発防止のために～

はじめに

契約課では、「契約課で入札を執行する工事等における設計違算等に関する事務取扱要領（以下、「要領」という。）」を策定し、令和元年10月1日から運用をしているところです。

要領第4条の2において、再発防止及び情報共有を図ることを目的として、「設計違算等が生じた場合には、庁内掲示板及び草加市ホームページで公表するものとする。」と定めていることから、設計違算等が生じた場合には、原因及び再発防止策について公表をしていきますので、業務の参考としてください。

目次

●委託関係

【事例1】 測量作業委託についての設計違算	・・・ P 2
-----------------------	---------

●工事関係

【事例1】 積算システムの更新後の確認が不十分であったため発生した設計違算	・・・ P 3
【事例2】 他工事の表等を複写する際の処理誤りにより発生した設計違算	・・・ P 3
【事例3】 一定期間に業務が集中したために発生した工事設計図書の誤記掲載	・・・ P 4
【事例4】 決裁過程における設計書修正による設計金額変更の見落としにより発生した設計違算	・・・ P 4
【事例5】 公告資料作成時の確認が不十分であったことにより発生した公告資料の誤掲載	・・・ P 5
【事例6】 公告掲載前の確認が不十分であったことにより発生した公告資料の誤掲載	・・・ P 5
【事例7】 設計単価改定の確認が不十分であったことにより発生した設計違算	・・・ P 6
【事例8】 改算過程にて、代価数量の確認が不十分であったことにより発生した設計違算	・・・ P 6
【事例9】 決裁過程における修正に伴って発生した、公告資料の誤記掲載	・・・ P 7

●委託関係

【事例1】測量作業委託についての設計違算

<原因>

測量作業委託において、必要な作業項目をまとめた測量調書を作成し、調書に基づき積算を行うが、積算システムの入力において、作業項目の1つである「作業計画」の計上漏れが生じた。

<再発防止策>

- ①積算後のセルフチェック及び改算についても数値のチェックだけでなく、委託に必要な作業項目が計上されているかの確認を行う。
- ②測量作業委託について、標準設計書を作成し、測量調書作成後、積算時に各条件を見直し、積算を行う。
- ③委託積算時における間違いやすい項目をまとめて積算チェックシートを作成し、積算チェックシートを使用して設計者及び改算者が違算の確認を行う。

●工事関係

【事例1】積算システムの更新後の確認が不十分であったため発生した設計違算

<原因>

積算及び改算処理に当たり、チェックシートに沿って確認を行ったが、独自の積算システムを更新する際に代価修正の一部に不備があり、また、改算時の代価確認にも見落としがあった。

<再発防止策>

現在使用しているチェックシートの内容を強化（改善）し、確認者を増やす。

【事例2】他工事の表等を複写する際の処理誤りにより発生した設計違算

<原因>

代価表の作成に当たり、積算システムにおいて、他工事の設計書から同様の代価表を複写したところ、複写方法に誤りがあり、当該設計書に適正に反映されなかったことから誤りが生じ、セルフチェックや改算時にも見落としがあった。

<再発防止策>

他工事の設計書から代価を複写する場合等、積算システムでの設計書作成時に誤った操作をしないよう、担当間で、その使用方法についての操作研修や再確認を行う。

【事例3】一定期間に業務が集中したために発生した工事設計図書の誤記掲載

<原因>

成果物の照査体制は構築されていたものの、複数の設計業務委託の納期が重なり、その機能が十分に発揮されなかった。

<再発防止策>

これまでの照査体制に加え、複数の設計業務委託が重なる場合は、それを考慮したスケジュール管理を徹底する等、本事案の原因及び再発防止策を課員全員で共有・実行する。

【事例4】決裁過程における設計書修正による設計金額変更の見落としにより発生した設計違算

<原因>

決裁過程で設計書の誤りが判明したために修正（代価の修正）を行ったが、修正後の確認体制が不十分であったことから、違算が生じた。

<再発防止策>

これまでの決裁過程での修正における確認体制を見直すほか、汎用する代価について、「汎用代価リスト」を作成し、課員全員で共有する。

【事例5】 公告資料作成時の確認が不十分であったことにより発生した公告資料の誤掲載

<原因>

決裁後、公告資料とするための事務処理において、確認が不十分であったことから、一部、別案件の資料が公告資料として掲載された。

<再発防止策>

これまでに使用していたチェックシートに、新たに「決裁後（公告掲載前）のチェック項目」を追加し、確認体制を強化する。

【事例6】 公告掲載前の確認が不十分であったことにより発生した公告資料の誤掲載

<原因>

決裁後、公告資料とするための事務処理及び公告掲載前の最終確認において、それぞれ確認が不十分であったことから、一部、非公開情報が含まれた資料が公告資料として掲載された。

<再発防止策>

設計担当課においては、セルフチェック及び契約課へ提出する際の確認体制を強化し、契約課においては、公告用データ受け取り後の差し替えについて、部分的な差し替えは行わず、修正前のデータを全て削除してから修正後のデータ一式を受け取る等、提出後のデータ差し替え方法をルール化するとともに、公告前の工事仕様書等の最終確認体制を強化する。

【事例7】設計単価改定の確認が不十分であったことにより発生した設計違算

<原因>

設計単価に改定がないと誤認しており、積算システムに反映していなかったことから、一部改定前の単価で積算していた。

<再発防止策>

毎月、埼玉県土木工事積算単価などの設計単価の改定を確認し、積算システムへ適切に反映するため、改定チェック担当表を活用し、複数人による確認体制を強化する。

【事例8】改算過程にて、代価数量の確認が不十分であったことにより発生した設計違算

<原因>

改算過程にて、代価数量の確認が不十分であったことから、適正でない代価を計上していた。

<再発防止策>

チェックシートの内容に新たに項目を追加するなど、確認体制を強化する。

【事例9】 決裁過程における修正に伴って発生した、公告資料の誤記掲載

<原因>

決裁過程における修正内容が公告資料（積算参考資料）に反映されなかったことから、誤記が生じてしまった。

<再発防止策>

従来では数量計算書作成を行い、積算システムに数量計算書の内容を反映させ、積算参考資料の作成を行うが、数量計算書を作成後、参考資料を作成し、積算システムに内容を反映させ、積算参考資料の内容確認を徹底する体制をとる。